

質疑・回答書

告示番号	件名	平成28年度下水管取付管更新工事(その2)
No	質疑事項	回答
	陶磁器くず処分はどこに処分すれば良いでしょうか？	産業廃棄物処分業の許可を得ており、陶磁器くずの受け入れが可能である施設へ処分してください。